

令和6年度就職氷河期世代就職・定着支援事業広報業務委託

公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、令和6年度就職氷河期世代就職・定着支援事業広報業務委託の受注候補者決定に当たり、公募型プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から受注候補者を決定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定に当たっては、提案内容を書類審査により評価し、受注候補者の選定を行う。

(資格審査)

第3 提案内容が、当該公募型プロポーザルの募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査は経済企画課が行う。

(書類審査)

第4 書類審査は次に掲げる者を審査員として指名し、提案書類に基づく審査を行う。

- (1) 経済企画課長
- (2) 経済企画課長補佐
- (3) 経済企画課企画雇用係長
- (4) 特定非営利活動法人もりおかユースポート理事長

(審査の基準)

第5 審査の項目は、次のとおりとする。

- (1) 業務目的の理解
- (2) 企画提案内容
- (3) 業務遂行能力
- (4) 費用

(審査の方法)

第6 第5に定める審査の項目に基づき、審査シートを別紙のとおり定める。

- 2 評価は、参加者から提出された提案書類に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- 3 参加者が1者のみであった場合にも、審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(受注候補者の選定)

第7 審査員ごとに、第6に定める審査の結果に基づく評価点数の上位3者まで順位点（1位：5

点、2位：3点、3位：1点)を付し、順位点数の合計が最も高い参加者を受注候補者とする。
ただし、参加者の全員について、各審査員が付した評価点数の合計が満点の10分の6に満たない場合は、受注候補者無しとする。

2 前項の場合において、順位点数の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、審査シートの「企画提案内容」に関する審査項目について、各審査員が付した評価点数の合計が最も高い参加者を受注候補者とする。

3 前項の場合において、評価点数の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、審査員の合議により受注候補者を決定する。

(審査結果の通知)

第8 審査結果は、各参加者へ書面により通知する。

令和6年度就職氷河期世代就職・定着支援事業広報業務委託
審査シート

審査員氏名： _____

提案者名	
------	--

審査項目及び点数

審査項目		審査の観点	配点	重要度	得点
業務目的の理解	全般	・業務の目的や趣旨を理解し、広報業務の方針や考え方は的確な内容となっているか。	／5	×3	／15
企画提案内容	チラシ作成の方針	・業務の目的に適したチラシ作成が期待できる提案となっているか。	／5	×3	／15
	複数広報媒体の活用	・複数の広報媒体を有意義に活用し、対象世代又はその家族への効果的なアプローチが期待できる提案となっているか。	／5	×3	／15
	想定スケジュール	・業務の目的を踏まえ、適切かつ効果的な広報スケジュールが想定されているか。	／5	×3	／15
	全般	・提案内容全体を通じて、業務目的の達成を期待できる内容となっているか。 ・費用対効果の観点も踏まえ、現実的な提案となっているか。	／5	×3	／15
業務遂行能力	業務実績(チラシ)	・類似業務実績の成果物から判断して、業務の目的や事業イメージに適したチラシ制作が期待できるか。	／5	×1	／5
	業務実績(複数広報媒体)	・複数の広報媒体を活用した業務実績から、効果的な広報業務が期待できるか。	／5	×1	／5
	実施体制等	・業務遂行に必要な体制が整っているか。 ・業務を遂行できる十分な能力が認められるか。	／5	×2	／10
費用	全般	・見積内容は適正かつ妥当性があるか。	／5	×1	／5
配点点数の基準 5・・・仕様を満たしており、創意工夫が特に優れている 4・・・仕様を満たしており、創意工夫が優れている 3・・・仕様を満たしており、創意工夫が認められる 2・・・仕様は満たしているが、創意工夫が不十分 1・・・仕様は満たしているが、創意工夫が認められない 0・・・仕様を満たしていない			—	—	／100